

1 利用料金

① 基本料金（予防給付型訪問サービス費）

身 体 介 護					
区分		基本単位	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
1週当たりの標準的な回数を定める場合	週1回程度の訪問型サービスが必要とされた場合 （1月につき）	1,176単位	1,176円	2,352円	3,528円
	週2回程度の訪問型サービスが必要とされた場合 （1月につき）	2,349単位	2,349円	4,698円	7,047円
	週2回を超える訪問型サービスが必要とされた場合 （1月につき）	3,727単位	3,727円	7,454円	11,181円
1月当たりの回数を定める場合	標準的な内容の予防給付型訪問サービスである場合 （1回につき）	287単位	287円	574円	861円
	生活援助が中心である場合 所要時間20分以上 45分未満の場合 （1回につき）	179単位	179円	358円	537円
	所要時間45分以上の場合 （1回につき）	220単位	220円	440円	660円

② 加算料金

※ 下記の加算が対象の場合、上記金額に加算されます。

加算項目	基本単位	算定回数等	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
・初回加算	200	初回利用のみ 1月につき	200円	400円	600円

※ 初回加算は、新規に訪問型サービス計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問型サービスと同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問型サービスを行う場合又は他の訪問介護員が訪問型サービスを行う際に同行訪問した場合に加算します。

③ 介護職員等処遇改善加算

※ 介護現場で働く職員の環境や賃金の改善を図るために創設された加算です。上記①と②で該当する算定科目の合計単位数に定められた割合分が加算されます。

加算項目	加算単位	算定回数	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 24.5%	1月あたり	左記の1割	左記の2割	左記の3割

④ 社会福祉法人による軽減（社会福祉法人等による利用者負担軽減制度対象者）

対象者	老齢福祉年金受給者	住民税非課税世帯で預貯金 350万円以下、親族に扶養 されていない、など
軽減割合	利用者負担額 50%減額	利用者負担額 25%減額

※ 利用者負担段階が第2段階の方はこの制度の対象外です。この場合、下関市が実施する高額介護サービス費の支給による軽減が適用されるので、不明な点は下関市にお問い合わせ下さい。

⑤ その他の利用料

項目	内容
通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要する交通費	通常の送迎の実施地域、下関市豊浦町を超えて事業を行う場合 通常実施区域を超えてから5キロメートルまで 500円 以降 1キロメートルごとに 100円加算

2 個人情報の保護に関する責任者

個人情報の保護に関する責任者	管理者	吉田 初巳
----------------	-----	-------

3 サービス提供に関する相談、苦情について

苦情解決責任者	管理者	吉田 初巳
苦情受付担当者	サービス提供責任者	繁永 舞
第三者委員	網田 道雄	連絡先：豊浦町吉永 TEL 083-772-3834
	森脇 宏	連絡先：豊浦町小串 TEL 083-772-2785
	窪田 都田恵	連絡先：豊浦町黒井 TEL 083-772-2474
市町村の窓口	名 称	下関市福祉部介護保険課事業者係
	所 在 地	下関市南部町1番1号
	電話番号	083-231-1371 (f a x 083-231-2743)
	受付時間	9:00~17:15 (土日祝は休み)
公的団体の窓口	名 称	山口県国民健康保険団体連合会
	所 在 地	山口市朝田1980番地7 国保会館
	電話番号	083-995-1010 (f a x 083-934-3665)
	受付時間	9:00~17:00 (土日祝は休み)
	名 称	福祉サービス運営適正化委員会 (県社協内)
	所 在 地	山口市大手町9-6 山口県社会福祉会館
	電話番号	083-924-2837 (f a x 083-924-2793)
	受付時間	8:30~17:00 (土日祝は休み)

4 虐待の防止に関する責任者及び担当者

虐待防止責任者	管理者	吉田 初巳
虐待防止担当者	サービス提供責任者	繁永 舞